The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	日本古代の国家と儀礼
Author(s)	西本, 昌弘
Citation	大阪大学, 1994, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/39331
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【9】

氏　　名	西本昌弘（にしもと まさひろ）
博士の専攻分野の名称	博　士（文学）
学位記番号	第　11429　号
学位授与年月日	平成6年4月7日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文名	日本古代の国家と儀礼
論文審査委員	(主査) 教授 脇田　修 (副査) 教授 都出比呂志　助教授 平　雅行

論文内容の要旨

本論文は，日本の古代国家における中国礼制の受容と定着に関する諸問題を解明し，古代律令国家を礼制の観点から把握することによって，その特質をより深く捉えうることを示そうとしたものである。本文は序章と本論4編・11章，750枚（400字）の労作である。

まず序章では，本論文の概要を提示しており，7世紀初頭の推古朝に中国の礼制が受容されたのち，大化改新時や奈良時代の整備を経て，平安時代の儀式書に定着するまでを，ほぼ本論の順序に従って叙述している。

第1編は「古代東アジア史と日本の外交儀礼」と題し，礼制受容の背景をなす7世紀の国際情勢を，倭国の対外政策を通じて解明している。第一章「豊璋と翹岐」では，蘇我氏による親百済外交が，大化改新を境に中大兄皇子・中臣鎌足らによる親新羅外交に転換したとする通説を検証するため，百済王子豊璋の人質としての来朝問題をとりあげている。豊璋は『日本書紀』によると，舒明3年（631）に来朝したとあり,皇極2年（643）には滞在していることが確認できる。しかしこの来朝時期は，豊璋の父義慈王がまだ即位していなかったことなどから，明らかに誤りであり，また従来は別人と考えられてきた百済国主の児翹岐こそが豊璋であり，皇極2年に人質として送られてきたとする。その前年には，百済は高句麗と連携して，新羅に大規模な侵攻を開始しており，倭国はこれを支持し，百済の任那領有を承認するかわりに王子豊璋らの人質を要求したのであり，したがって親百済から親新羅への外交政策の転換をいう通説は，根本的に再検討を要するとしている。

第二章「東アジアの動乱と大化改新」では，前章をうけて，百済を支持する外交路線を選択した理由と，その後の歴史に及ぼした影響について解明する。まず親百済路線の選択は，敏達12年（583）に百済から召還された日羅が朝廷に献策した任那復興策にありとし，そこに盛られた百済に対する人質の要求などの政策が採用されたものとする。その後，倭国は百済との結合を強めることが外交の基本となり，改新政府に継承された。またそのため倭国は新羅を支援する唐との対決を余儀なくされ，斉明6年（660）の百済滅亡にあたって,百済復興の軍を起こし，白村江において大敗するにいたった，としている。

第三章「倭王権と任那の調」は，当時の倭国外交の基底にあった任那復興策の推移を明らかにしている。欽明1年

(532) から同23年 (562) にいたる新羅の任那制圧は,倭政権に深刻な衝撃を与え，以後「任那復興」が重要課題となった。倭政権は新羅から任那の調を貢進させることによって，これを任那の復興とみなし，諸蕃の王たる天皇の権威を示そうとした。これに対して新羅は高句麗の侵略の脅威が高まった時にのみ，これを牽制するため，調を貢進するにとどまった。そのため新羅への貢調の要求が繰り返され，推古朝では新羅征討計画が議論されたのであった。さて推古朝の新羅征討問題では，親新羅派の聖徳太子と親百済派の蘇我氏が対立したとするのが通説であるが，推古朝初頭には太子自身が百済・高句麗の働きかけによって，新羅征討計画を主導しており，通説は成立しないと述べる。そしてこのような太子の外交政策が7世紀の親百済政策へと繋がるとしている。

第2編は，畿内制の形成や奈良時代における正月節会の検討を通じて，中国礼制の受容に係わる問題を解明している。

第一章「畿内制の基礎的考察」は，畿内制に関する従来の研究が，史料の信憑性が問題となる大化改新詔による成立時期の考察や，畿内の範囲設定の理由の解明などに集中していたのに対し，中国礼制の受容という異なる視点から考察を加え，新見解を提示している。まず中国の畿内制について詳しく検討し，畿内には税制上の優遇，軍事的性格，力役負担，直接的監察，天子供御の地，王都との不可分性などがあげられるが，何よりも天子を中心とする礼秩序にもとづく国土区分であり，礼制の問題であったとする。ついで日本の畿内制について，律令国家の畿内制，天武・持統朝，大化の畿内制と順次検討を加え，いずれも中国の畿内制の要件を満たしていることを確認し，大化改新にさいして礼制の一環として畿内制が設定されたとする。さらに中国の礼制の受容は，7世紀初頭の推古朝に遡ることを，吉礼・凶礼・賓礼・軍礼などの具体例をあげて分析し，推古朝が日本の礼制国家の幕あけであったこと，畿内制の設定も，推古朝にあると結論している。

第二章「奈良時代の正月節会について」は，日本古代において比較的早く整備された正月節会をとりあげて，中国礼制受容の実態を解明している。即ち正月元日・七日・十六日の節会のそれぞれについて，参列者と儀場の変遷を検討し，参列者については天平末年から天平勝宝初年までと延暦末年から弘仁初年までの二つの画期があり，五位以上あるいは官人一般から，侍臣に限定される傾向にあるとし，儀場については朝堂儀の比重がさがり，内裏儀の占める割合が増大することを指摘する。そして平安初期に編纂された『内裏儀式』は，弘仁初年の状況を反映しているという。また正月節会の背景には，魏晋南朝の正月儀礼や行事が，渡来系貴族をはじめ民間にまで広く浸透し定着していったと指摘している。

第3編は，弘仁12年 (821) に制定された『内裏式』と『内裏儀式』の先後関係を確定し，8世紀初頭から宮廷儀礼が官府においてどのように記録されてきたかを考察して，儀式研究に新たな展望を開いている。

第一章「古礼からみた内裏儀式の成立」は，『内裏式』と『内裏儀式』の先後をめぐる諸説が，いずれも式文中の個別的な文や語句を指標として論じてきたのに対し，実際におこなわれた儀礼の面における相違を手がかりとして考察する。即ち両式を儀礼の面から比較すると，『内裏儀式』で「跪」とあるものの多くが,『内裏式』では「立」と変わっており，また「両段再拝・拍手・(揚) 賀声」とあるものが,「再拝・舞踏・称万歳」となっている。これはいずれも前者が古礼を示しており，したがって『内裏儀式』が『内裏式』に先行することは疑いない，とする。弘仁9年 (818) を転機として朝廷儀礼全般の唐風化がおこなわれるが，『内裏儀式』はそれ以前の日本古来の儀礼を多く残しており，現存儀式書中でも特異な地位を占めているという。

第二章「儀注の興り由来久し」は，これまで『内裏式』先行説の根拠とされてきた『内裏式』序の文章を検討して，それらがいずれも先行説の根拠となしえないことを論証する。たとえば「儀注の興り由来久し」とある儀注を，従来は大宝年間以後に随時作成された単行の別式に過ぎないとして，儀式書の存在を否定してきたのに対して，中国の典籍を博捜して，儀注が儀礼の整備された朝儀の書を意味することを明らかにした。また「節文未具」についても，儀式書が存在しないことをいうのではなく，儀礼の変更によって，儀式書の条文が不備になったことを表現したものとする。これらの検討によって，『内裏式』に先行する『内裏儀式』の存在を認めることができ,さらに古く遡って儀式書の起源を論ずることを可能にしたとしている。

第三章「弘仁期の外記日記と記文」も前章と同じ問題関心から，『弘仁格式』序について検討を加えたものである。

序の文章中には，朝会の礼や蕃客の儀などの儀式に関しては詳しい「記文」が存するため，『弘仁式』には収録せず省略した旨の記述がみえる。ここから従来は『内裏式』以前にまとまった儀式書はなく，「記文」程度のものが存在したに過ぎないとする説が有力となっていた。さて「記文」に関する史料を検討すると，それは祭祀や朝儀の実際を記録したもので，太政官の外記によって記録・保存されていたことを知りうる。この外記日記は儀式を含む朝廷の諸行事を記録したもので，早くから作成されていたが，延暦9年（790）頃には存在が確認できるものである。『弘仁格式』序にみえる「記文」は，この外記日記の類をさすものと思われる。また序が「記文」について述べているのは，時期的に限られていて，儀礼全般の唐風化がおこなわれた弘仁9年から『弘仁式』を編纂した弘仁11年までの間には，唐風の新儀式を記載した文書は「記文」のみで，儀式書の編纂はおこなわれていないということであり，弘仁9年以前のことには言及していない。したがって序の文章を，『内裏式』に先行する儀式書の存在を否定する根拠とすることはできないと結論する。そして外記日記や外記別日記が儀式の整備・発展を考える上で，いかに重要であるかを強調している。

第4編は，「『内裏式』の成立と伝来」として，『内裏式』をめぐる実証的問題を取り上げ，平安初期における儀式書の編纂について提言をおこなっている。

第一章「『内裏式』逸文の批判的検討」は，平安中後期の儀式書等から集めた『内裏式』逸文から，現存本の『内裏式』にない多数の篇目を復原しうるとする研究について検討している。諸書に『内裏式』として引用されている文章を丹念に検討し，それらは『内裏式』ではなく『内裏儀式』の逸文であり，『内裏儀式』は往々にして『内裏式』として引用されていることを明らかにし，現存の『内裏式』23篇目に付け加えるべき篇目は見いだせないとする。もしそれが認められるならば，復原篇目を加えて41篇目からなる『内裏儀式』は『内裏式』の2倍近い規模を有していたことになり，通説とは逆に『内裏儀式』の方が，先行する基本的な儀式書で，『内裏式』がその補遺である可能性が高い。もし『内裏式』の編修事業が前後2次にわたり，『内裏式』が第2次『内裏式』であり，第1次『内裏式』（『内裏儀式』）の補遺にすぎないとすると，第2次『内裏式』のみを評価する従来の研究には大きな問題がある。弘仁年間の儀礼の全体像を復原するためには，新旧二つの『内裏式』を総合的に検討する必要があると，述べている。

第二章「『内裏式』の古写本について」は，宮内庁書陵部所蔵の『内裏式』を中心に古写本を調査し，近世における書写過程を追跡して，それらが流布本の歪みを正す上で，少なからぬ役割をもつことを明らかにしている。

第三章「册命皇后式所引の内裏式と近衛陣日記」では，『册命皇后式』に「内裏式云」として引用されている儀式文が，『内裏式』には存在しなかった筈の立后式の逸文ではないかとの説について検討する。まずこの儀式文には，弘仁年間成立の『内裏式』の逸文とは考えにくい徴証がいくつか見いだせる。たとえば，立后宣命が終わったのち，「中宮除目儀」がおこなわれたとあるが，立后に際して中宮職が設置されるのは，延喜23年が最初で，それ以前は皇后宮職が設置されるのが慣例であった。また「内裏式云」の割注の中には天慶や天暦の近衛陣日記が引用されている。これらの点からみて，この儀式文を『内裏式』の逸文と見るのは無理である。また注目されるのは，儀式文の直前に，天徳2年（958）10月の右近陣日記が引用されていることである。この両文を子細に検討すると，儀式文冒頭の「内裏式云」は「同幕」の誤記であって，陣日記の末尾に接続して，「曳同幕，式云」と読むべきことがわかる。つまり儀式文は右近陣日記の後半部であるとしている。

論文審査の結果の要旨

最近の古代国家研究においては，権力・支配などの関係や社会経済的基盤の追求にとどまらず，国家的秩序を成り立たせているイデオロギー装置に対する関心が高まっている。本論文は，このような関心に基づいて，イデオロギー装置の一つとしての礼制を取り上げ，中国礼制の受容から定着に至る諸問題について基礎的考察をおこなったものであり，すぐれた着想と精緻な実証によって礼制研究に新生面を切り開いた論文として高く評価することができる。本論文が取り上げた問題は，大きく3点にわけられる。第一は中国礼制受容の背景をなす対朝鮮外交である。大化改新を

はさむ7世紀の外交については，親百済外交から親新羅外交への転換を基軸とする考察が通説をなしてきたが，それでは日本がなぜ百済と結んで新羅・唐と対立するに至るのかが説明できなかった。これに対して本論文では，敏達朝におこなわれた任那復興に関する日羅の献言が，その後一貫して倭国外交の基軸となっていることを解明し，説得力のある論旨を展開している。また日羅の献言が外交面にとどまらず推古朝の政治改革や大化改新を導きだし，中国礼制の受容に道を開いたことを明らかにしたことは重要である。なお朝鮮外交に関する『書紀』の記事がきわめて錯綜しているため，様々な問題について論争がおこなわれ，学説の対立が生まれているが，これについてもすぐれた着想と実証によって解決を与えた。なかでも皇極紀にみえる翹岐が，百済王子豊璋と同一人物であることを証明したのは，学界を驚かす発見といってよいものであった。第二は礼制受容の問題として畿内制を解明したことである。この研究は畿内制研究の水準を超えるすぐれたものである。日本の畿内制解明にあたって，中国の畿内制を参照するさい，従来は全面的に曽我部静雄の説によっていたのであるが，まず本論文は中国の典籍を丹念に検討して曽我部説が成り立たないことを明らかにした。また畿内制の成立時期についても，改新詔の信憑性の問題に論点が固定する傾向が強かったのに対して，礼制の受容という全く新しい観点を導入することによって，推古朝に畿内制の端緒がみられることを明らかにしたことも，大きな成果といってよいであろう。この畿内制が礼制受容の一環として設定されたとする説は，今後の研究の発展に大きな意義をもち，礼制の受容・展開・定着といった全体の過程を考察する上での礎石を据えたものと評価しうる。第三の問題は，『内裏式』と『内裏儀式』との先後関係の検討を通じて，平安初期における儀式書の成立を問題にしていることである。両式成立の先後については説がわかれ，最近では『内裏式』が日本で最初のまとまった儀式書として成立し，『内裏儀式』はその補遺として作成されたとする説が有力であった。これに対して本論文は，まず『内裏儀式』が本格的な儀式書として成立し，『内裏式』がその補遺であることを論証した。そのすぐれた着想に基づく精緻な論証は，両式の先後問題についての断案をえたものといいうる。なお本論文はこの論証の過程において，奈良時代の始めから関係官司によって儀式の詳細な記録がとられていたことを明らかにし，そのような記録に基づいてかなり早い時期に儀式書が作成された可能性のあることを示唆している。この当否については，今後の研究にまたねばならないが，これは礼制研究にとって重要な課題を提供したものといえる。もちろん本論文には史料的制約もあって，残された問題も多い。また第一篇などでは論証の精密さに比べて，事実の意味づけに熟さぬところも，まま感じられるが，それらは本論文の価値を損ねるものではない。本委員会は，本論文を博士の学位に十分にふさわしいものと認定するものである。